

史跡 鹿兒島城跡保存活用計画 概要版



令和 8 年 3 月

鹿兒島県



鹿兒島城の範囲 鹿兒島城下絵図屏風（玉里島津家資料）
（鹿兒島県歴史・美術センター黎明館蔵）に加筆



鹿兒島城の範囲



本丸跡 隅欠



本丸跡 西南戦争等の銃弾痕・砲弾痕が残る石垣

計画策定の沿革と目的

1 計画策定の沿革

- ・ 慶長6年(1601)頃 初代薩摩藩主島津家久が鹿児島城を築城。
- ・ 昭和6年(1931) 城山部分が国の天然記念物及び史跡に指定。
- ・ 昭和28年(1953) 本丸の石垣と堀が県指定史跡に指定。
- ・ 令和5年(2023) 官民連携事業による御楼門建設に伴う発掘調査等の成果が評価され、国の史跡の指定範囲が県の指定範囲等を含む形で拡大されるとともに、指定名称が「城山」から「鹿児島城跡」に変更。
- ・ 令和6年(2024) 県は、鹿児島市等とともに本計画の策定を開始。

2 本計画における目的

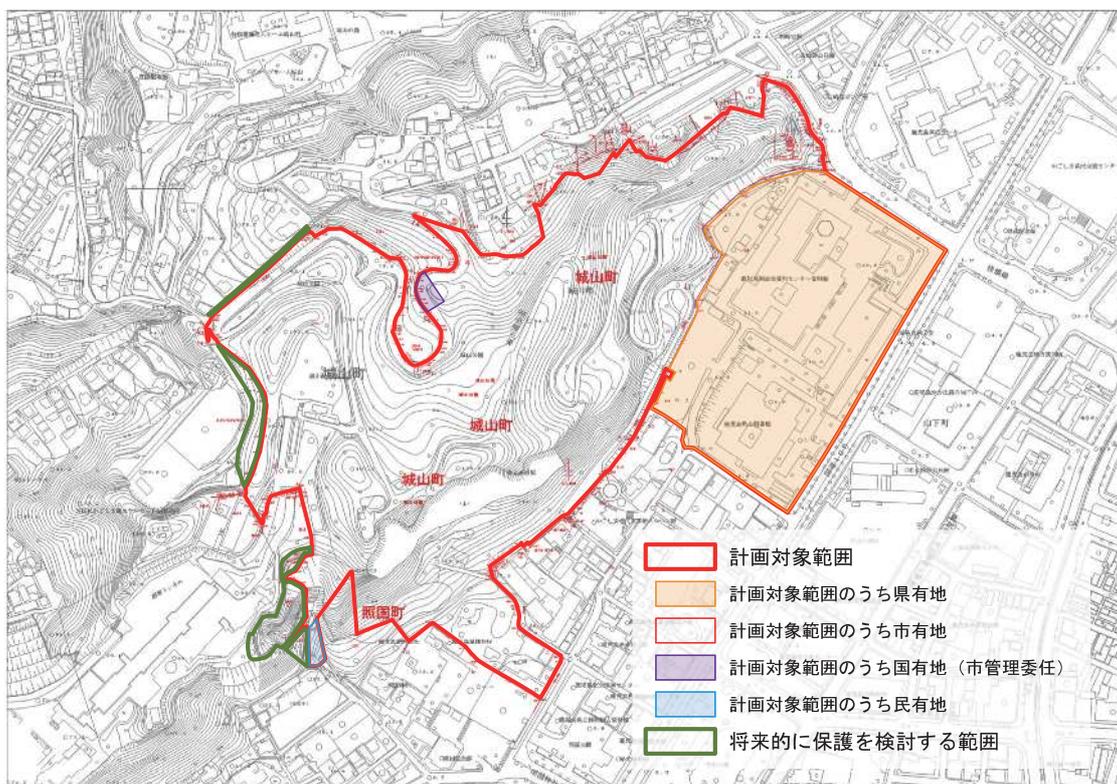
史跡鹿児島城跡の本質的価値と構成要素を明確化し、それらを適切に保存整備、活用、調査・研究していくための基本方針や方法、現状変更の取扱い基準等の方向性や全体像を定めること。

3 本計画の対象範囲

鹿児島城跡のうち、文化財保護法に基づく史跡指定地(第1図)。

4 本計画の対象期間

令和8年(2026)4月1日から令和18年(2036)年3月31日までの10年間(途中改定あり)。



第1図 計画対象範囲